

2020年度送配電部門収支の算定結果について

- 電気事業法および電気事業託送供給等収支計算規則(経済産業省令)にもとづき、2020年度の送配電部門収支(※1)および送配電部門における超過利潤(又は欠損)額(※2)を算定いたしましたので、お知らせいたします。

※1 2020年度における当社の収支のうち、電力の託送などを行う送配電部門に係る収支です。

※2 託送料金水準の適切性を判断することを目的として定義されたものです。

<2020年度送配電部門収支算定結果>

項目	金額(億円)
営業収益 (1)	2,254
営業費用 (2)	2,199
営業利益 (3)=(1)-(2)	54
営業外損益 (4)	▲39
特別損益 (5)	—
税引前送配電部門当期純利益 (又は当期純損失) (6)=(3)+(4)+(5)	15
法人税等 (7)	4
送配電部門当期純利益 (又は当期純損失) (8)=(6)-(7)	11

(注) 金額は億円未満の端数を切り捨てています。

<送配電部門における超過利潤(又は欠損)計算結果>

項目	金額(億円)
税引前送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (6)	15
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。) (9)	0
送配電部門の事業外損益 (10)	0
送配電部門の特別損益 (11)	—
インバランス取引等損益 (12)	69
インバランス取引損益	68
最終保障供給取引損益	0
調整後税引前送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (13)=(6)-(9)-(10)-(11)-(12)	▲54
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等(14)	—
調整後送配電部門当期純利益(又は当期純損失) (15)=(13)-(14)	▲54
送配電部門の事業報酬額 (16)	111
追加事業報酬額 (17)	▲0
送配電部門の財務費用(株式交付費, 株式交付費償却, 社債発行費及び社債発行費償却を除く。) (18)	39
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (15)-(16)-(17)+(18)	▲126

(注) 金額は億円未満の端数を切り捨てています。

2020年度の超過利潤は、経営全般にわたる徹底した効率化につとめたものの、節電や省エネルギー意識の定着に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などで電力需要が減少したことにより、126億円の欠損となりました。電力需要の減少により、引き続き、厳しい収支状況が見込まれますが、当社は、今後も安定供給を前提に経営効率化の徹底に取り組んでまいります。

以上

第1表

社内取引明細表(1)

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	3,068	基準託送供給料金相当額等取引収益	1,470
アンシラリーサービス取引費用	-	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
振替損失調整額取引費用	-	電気事業雑収益相当額取引収益	-
使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用	-		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用	-		
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	-		
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	-		
合計	3,068	合計	1,470

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	-
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	-
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	-
予備送電サービス料金相当額取引収益	-
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	-
近接性評価割引相当額取引収益	△80
インバランス対応相当額取引収益	-
インバランスの供給相当額取引収益	1,551
合計	1,470

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当額取引収益	-
合計	-

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	-
変更賦課金相当額取引収益	-
契約超過金等相当額取引収益	-
合計	-

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 変更賦課金相当額取引収益は、変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 3 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

社内取引明細表(2)

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

(4) 託送収益等取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
インバランス対応相当額取引費用		-
インバランスの買取相当額取引費用		3,068
合計		3,068

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
アンシラリーサービス取引費用		-

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
振替損失調整額取引費用		-

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
接続供給託送収益対応分		-
基準託送供給料金相当額対応分		-
合計		-

(記載注意)
1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(8) 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分相当額取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
接続供給託送収益対応分		-
基準託送供給料金相当額対応分		-
合計		-

(記載注意)
1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給等約款の料金率等に含まれる使用済燃料再処理等既発電費等を適用して算定すること。
2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(9) 消耗品費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)		-

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(10) 最終保障供給対応取引費用		(単位 百万円)
種類及び名称	金額	
最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)		-

(記載注意)
必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

設備別費用明細表
2020年4月1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	105	-	105
給料手当	-	-	-	4,696	3,912	7,116	4,183	1,825	-	21,735
給料手当振替額(貸方)	-	-	-	△ 106	△ 28	△ 309	△ 6	△ 2	-	△ 452
退職給付	-	-	-	-	-	-	-	2,911	-	2,911
厚生年金	-	-	-	751	653	1,174	833	760	-	4,174
委託検査針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	62	41	283	167	266	-	820
燃料費	-	786	-	-	-	-	-	-	-	786
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	0	-	52	88	134	60	117	-	453
修繕費	37	352	-	2,608	2,259	26,621	-	1,175	-	33,056
水利使用料	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
補償費	-	-	-	175	0	65	1	0	-	243
貸借料	0	0	-	1,495	351	2,947	-	979	-	5,776
託送料	-	-	-	5,957	-	-	-	-	-	5,957
事業者間精算費	-	-	-	464	-	-	-	-	-	464
委託費	-	264	-	2,576	112	5,953	2,780	2,652	-	14,339
損害保険料	-	-	-	3	15	8	-	2	-	29
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	4	127	-	131
養成費	-	-	-	-	-	-	-	185	-	185
研究費	-	-	-	-	-	-	-	631	-	631
諸費	-	1	-	293	314	2,211	963	5,644	-	9,427
貸倒損	-	-	-	-	-	-	2,380	-	-	2,380
固定資産税	3	20	-	1,884	1,280	3,530	-	366	-	7,086
雑税	0	-	-	18	48	3	0	162	-	234
減価償却費	6	147	-	9,601	6,572	7,781	-	3,392	-	27,501
固定資産除却費	-	9	-	980	982	2,909	-	174	-	5,056
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,795	1,795
地帯間購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	-	-	58,092	58,092
他社購入送電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	△ 0	-	-	△ 1	-	△ 1
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664
賠償負担金相当金	-	-	-	-	-	-	-	-	658	658
廃炉円滑化負担金相当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃炉等負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電源開発促進税	-	-	-	-	-	-	-	-	10,736	10,736
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	1,901	1,901
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0	△ 0
社内取引費用	-	-	-	-	-	-	-	-	3,068	3,068
合計	48	1,583	-	31,519	16,604	60,432	11,368	21,480	76,915	219,953

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書
2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	219,953	営業収益	225,428
水力発電費	48	電灯料	737
火力発電費	1,583	電力料	740
新エネルギー等発電費	-	地帯間販売電源料	3,403
地帯間購入電源費	1,795	地帯間販売送電料	-
地帯間購入送電費	-	他社販売電源料	12,370
他社購入電源費	58,092	(インバランス対応取引収益)	7,104
(インバランス対応取引費用)	5,007	託送収益	201,128
(インバランスの買取りに係る費用)	17,516	接続供給託送収益	201,062
他社購入送電費	-	(インバランスの供給に係る収益)	22,027
非化石証書購入費	-	その他託送収益	65
送電費	31,519	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	-
変電費	16,604	事業者間精算収益	279
配電費	60,432	電気事業雑収益	5,298
販売費	11,368	遅収加算料金	-
一般管理費	21,480	社内取引収益	1,470
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	664	(インバランス対応相当額取引収益)	-
賠償負担金相当金	658	(インバランスの供給相当額取引収益)	1,551
廃炉円滑化負担金相当金	-		
廃炉等負担金	-		
電源開発促進税	10,736		
事業税	1,901		
開発費	-		
開発費償却	-		
電力費振替勘定(貸方)	△0		
社内取引費用	3,068		
(インバランス対応相当額取引費用)	-		
(インバランスの買取相当額取引費用)	3,068		
営業利益(又は営業損失)	5,475		
営業外費用	4,171	営業外収益	243
財務費用	3,935	財務収益	0
(株式交付費)	-	(預金利息)	0
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	35		
(社債発行費償却)	-		
事業外費用	235	事業外収益	243
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	1,547		
法人税等	432		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	1,114		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限る、その採用が原則とされているものを除く。)
- 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(送配電部門収支計算書等における注記)

(1)送配電部門収支計算書等の作成基準

本送配電部門収支計算書等は電気事業託送供給等収支計算規則(平成18年 経済産業省令第2号)第2条第1項及び第2項に基づいて作成している。

(2)託送供給等収支配分基準

一般送配電事業者の託送等の業務区分に応じた会計の整理は、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている。

第 4 表

固定資産明細表(1)

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
水力発電設備	-	-	-	-	666	-	515	666	-	515	151
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	86	-	70	86	-	70	16
構築物	-	-	-	-	310	-	214	310	-	214	95
機械装置	-	-	-	-	268	-	229	268	-	229	38
備品	-	-	-	-	0	-	0	0	-	0	0
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	0	-	0	0	-	0	-
火力発電設備	-	-	-	-	7,024	-	5,634	7,024	-	5,634	1,389
土地	-	-	-	-	32	-	-	32	-	-	32
建物	-	-	-	-	1,376	-	1,071	1,376	-	1,071	304
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	5,594	-	4,543	5,594	-	4,543	1,051
備品	-	-	-	-	20	-	19	20	-	19	0
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-	0
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	-	-	-	-	579,725	19,819	390,140	579,725	19,819	390,140	169,765
土地	-	-	-	-	14,447	61	-	14,447	61	-	14,385
建物	-	-	-	-	2,662	268	1,395	2,662	268	1,395	998
構築物	-	-	-	-	477,070	16,822	330,767	477,070	16,822	330,767	129,479
機械装置	-	-	-	-	45,426	2,029	34,915	45,426	2,029	34,915	8,481
備品	-	-	-	-	987	-	935	987	-	935	52
リース資産	-	-	-	-	279	-	162	279	-	162	116
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	38,852	637	21,963	38,852	637	21,963	16,251
変電設備	-	-	-	-	394,286	20,403	267,283	394,286	20,403	267,283	106,600
土地	-	-	-	-	14,320	177	-	14,320	177	-	14,143
建物	-	-	-	-	42,553	2,655	26,429	42,553	2,655	26,429	13,468
構築物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械装置	-	-	-	-	333,323	17,567	236,929	333,323	17,567	236,929	78,826
備品	-	-	-	-	3,793	2	3,723	3,793	2	3,723	67
リース資産	-	-	-	-	50	-	36	50	-	36	13
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	244	-	164	244	-	164	80

第 4 表

固定資産明細表(2)

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
配電設備	-	-	-	-	707,486	21,012	393,117	707,486	21,012	393,117	293,356
土地	-	-	-	-	182	-	-	182	-	-	182
建物	-	-	-	-	1,344	-	981	1,344	-	981	362
構築物	-	-	-	-	526,950	15,896	304,682	526,950	15,896	304,682	206,371
機械装置	-	-	-	-	175,157	5,115	84,042	175,157	5,115	84,042	85,999
備品	-	-	-	-	1,223	-	1,164	1,223	-	1,164	59
リース資産	-	-	-	-	1,038	-	788	1,038	-	788	249
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	1,588	-	1,457	1,588	-	1,457	130
業務設備	-	-	-	-	99,003	703	72,913	99,003	703	72,913	25,385
土地	-	-	-	-	4,389	-	-	4,389	-	-	4,389
建物	-	-	-	-	42,290	48	33,512	42,290	48	33,512	8,729
構築物	-	-	-	-	426	-	263	426	-	263	162
機械装置	-	-	-	-	49,363	654	38,154	49,363	654	38,154	10,554
備品	-	-	-	-	596	0	566	596	0	566	29
リース資産	-	-	-	-	16	-	11	16	-	11	5
資産除去債務相当資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	1,919	-	405	1,919	-	405	1,513
建設仮勘定	-	-	-	-	14,801	-	-	14,801	-	-	14,801
水力発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火力発電設備	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1
新エネルギー等発電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備	-	-	-	-	7,540	-	-	7,540	-	-	7,540
変電設備	-	-	-	-	2,633	-	-	2,633	-	-	2,633
配電設備	-	-	-	-	4,223	-	-	4,223	-	-	4,223
業務設備	-	-	-	-	401	-	-	401	-	-	401
合計	-	-	-	-	1,802,993	61,938	1,129,606	1,802,993	61,938	1,129,606	611,449

(記載注意)

1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

有形固定資産は定額法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨

(4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

1. 帳簿原価、減価償却費、帳簿価額は、共用固定資産を除いた値を記載している。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

送電設備	期中増加	山田支線増強	1,149 百万円	
	期中増加	室蘭東幹線再設	582 百万円	
	期中増加	樽川地中線3号線新設	566 百万円	
変電設備	期中増加	薄野変電所再設	1,593 百万円	期中減少 薄野変電所再設関連除却 667 百万円
	期中増加	江別変電所配電盤開閉装置改良	531 百万円	
	期中増加	西小樽変電所204kV遮断器他取替	332 百万円	

3. 2020年4月1日に北海道電力株式会社から一般送配電事業等を会社分割の方法により承継したことに伴い、送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額が零となっている。

なお、分社化に伴い承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額は、水力発電設備194百万円、火力発電設備1,488百万円、送電設備172,271百万円、変電設備106,843百万円、配電設備289,989百万円、業務設備25,315百万円、建設仮勘定13,515百万円である。

第5表

超 過 利 潤 計 算 書
2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)(①)	1,547
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)(②)	0
送配電部門の事業外損益(③)	7
送配電部門の特別損益(④)	-
インバランス取引等損益(⑤)	6,969
インバランス取引損益	6,846
最終保障供給取引損益	21
調整後税引前送配電部門当期純利益(又は調整後税引前送配電部門当期純損失)(⑥=①-②-③-④-⑤)	△ 5,430
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等(⑦)	-
調整後送配電部門当期純利益(又は調整後送配電部門当期純損失)(⑧=⑥-⑦)	△ 5,430
送配電部門の事業報酬額(⑨)	11,143
追加事業報酬額(⑩)	△ 56
送配電部門の財務費用(株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。)(⑪)	3,900
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(⑫=⑧-⑨-⑩+⑪)	△ 12,616
うち想定原価と実績費用との乖離額	△ 1,672

(記載注意)

- 1 インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 2 インバランス取引損益は、様式第1第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益(又は営業損失)の額とすること。
- 3 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益(基準託送供給料金に相当する額を除く。)から最終保障供給に係る費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)を控除した額とすること。
- 4 調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等は、法定実効税率を用いて算定すること。
- 5 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 6 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 7 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 8 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第6表

超過利潤累積額管理表
2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)(①) (うち前期乖離額累積額)(⑦)	△ 50,598 (12,228)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②) (うち想定原価と実績費用との乖離額)(⑧)	△ 12,616 (△ 1,672)	
還元額(③)	-	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)(④=①+②-③) (うち当期乖離額累積額)(⑨=⑦+⑧)	△ 63,215 (10,555)	
一定水準額(⑤)	17,705	平均帳簿価額: 610,533 事業報酬率: 2.9%
一定水準超過額(⑥=④-⑤)	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額(超過契約額に係る帳簿価額を除く。)を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。))を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

(注)

2020年4月1日に北海道電力株式会社から一般送配電事業等を会社分割の方法により承継したことに伴い、送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額は零となっているが、会社分割に伴う北海道電力株式会社からの資産承継が同日に行われたことを踏まえ、平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産期首における帳簿価額は資産継承後の609,618百万円としている。

第7表

特定設備投資額明細表
2020年4月1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
東京中部間直流連系設備関連(東京電力パワーグリッド分) [未竣工] ①飛騨信濃直流幹線 ②新信濃交直変換設備 ③その他関連工事	①中部電力 飛騨変換所～新信濃変電所 ②長野県東筑摩郡朝日村		
東京中部間直流連系設備関連(中部電力パワーグリッド分) [竣工済] ①飛騨分岐線 ②飛騨変換所 ③その他関連工事	①越美幹線No.115～飛騨変換所 ②岐阜県高山市		
留辺蘂変電所[未竣工]	北海道北見市		
西中川変電所[未竣工]	北海道中川郡中川町		
北江別変電所[未竣工]	北海道江別市		
北芽室変電所[未竣工]	北海道河西郡芽室町		
西旭川変電所[未竣工]	北海道上川郡鷹栖町		
合 計		1,042	911

(記載注意)

- 1 当期投資額及び投資累積額は、期中に工事費負担金等を受領した場合には、当期投資額及び投資累積額からその受領した工事費負担金等に相当する額を控除した額とすること。
- 2 必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

第8表

内部留保相当額管理表
2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期内部留保相当額(①)	△ 107,979	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△ 12,616	
還元額(③)	-	
インバランス取引損益(④)	6,846	
最終保障供給取引損益(⑤)	21	
当期特定設備投資額(⑥)	1,042	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	△ 114,770	還元義務額残高 -

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

乖離率計算書

1. 乖離率(補正前)

項 目	値	備 考
想定原価(百万円)(①)	573,694	
想定需要量(百万kWh)(②)	95,832	
想定単価(円/kWh)(③=①/②)	5.99	
実績費用(百万円)(④)	581,453	
実績需要量(百万kWh)(⑤)	87,449	
実績単価(円/kWh)(⑥=④/⑤)	6.65	
乖離率(%)((⑥/③-1)×100)	11.02	

想定原価及び想定需要量は、2018年4月から2021年3月までの3年の合計とした。

実績費用及び実績需要量は、2018年4月から2021年3月までの3年の合計とした。

(記載注意)

- 1 想定原価は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

(注1) 乖離率計算書に表示される想定原価

乖離率計算書に表示される情報のうち想定原価は、「第3表(注)1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額に2を乗じて得た額に平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額と令和2年10月1日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連原価の合計額を2020年度における実施期間にて日数按分した額に1を乗じて得た額を3で除した額を記載している。

(注2) 乖離率計算書に表示される想定需要量

乖離率計算書に表示される情報のうち想定需要量は、「第3表(注)1. 送配電部門収支計算書等の作成基準」に従い、平成27年12月18日に経済産業大臣に認可を受けた託送供給等約款における料金設定の際に整理された送配電関連需要の量を記載している。

2. 乖離率(補正後)

項 目	値	備 考
補正後実績費用(百万円)(⑦)	581,635	
補正後実績需要量(百万kWh)(⑧)	87,732	
補正後実績単価(円/kWh)(⑨=⑦/⑧)	6.63	
補正後乖離率(%)((⑨/③-1)×100)	10.68	

(記載注意)

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した値を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

(注1)

記載注意1に係る補正を行う費用項目については、一般送配電事業託送供給等約款料金算定期間において送配電関連可変費として整理されるものとした。

(注2)

記載注意2に係る補正後実績需要量については、電力広域的運営推進機関の定める「需要想定要領」により補正した量とした。

第10表

離島供給収支計算書

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	2,315	営業収益	1,999
水力発電費	48	電灯料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	475
火力発電費	1,583	(燃料費調整分)	△0
新エネルギー等発電費	-	電力料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	498
他社購入電源費	579	(燃料費調整分)	△0
非化石証書購入費	-	他社販売電源料	-
販売費	104	託送収益	970
		接続供給託送収益	970
		(離島ユニバーサルサービス費)	1,713
		(燃料費調整分)	△ 742
		電気事業雑収益	54
		遅収加算料金	-
		社内取引収益	-
		(離島ユニバーサルサービス費相当額)	-
		(燃料費調整分相当額)	-
営業利益(又は営業損失)	△ 315		
営業外費用	13	営業外収益	2
財務費用	10	財務収益	0
(株式交付費)	-	(預金利息)	-
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	0	事業外収益	2
(社債発行費償却)	-	特別利益	-
事業外費用	2		
特別損失	-		
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)	△ 326		
法人税等	-		
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)	△ 326		

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

インバランス収支計算書

2020年4月 1日から
2021年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	27,239	営業収益	34,086
地帯間購入電源費	1,647	地帯間販売電源料	3,403
他社購入電源費	22,524	他社販売電源料	7,104
(インバランス対応取引費用)	5,007	(インバランス対応取引収益)	7,104
(インバランスの買取りに係る費用)	17,516	託送収益	22,027
社内取引費用	3,068	接続供給託送収益	22,027
(インバランス対応相当額取引費用)	-	(インバランスの供給に係る収益)	22,027
(インバランスの買取相当額取引費用)	3,068	(インバランスリスク料に係る収益)	184
		社内取引収益	1,551
		(インバランス対応相当額取引収益)	-
		(インバランスの供給相当額取引収益)	1,551
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	15
営業利益(又は営業損失)	6,846		

(記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - インバランス収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
 - インバランスの供給に係る電力量(kWh)及びインバランスの買取りに係る電力量(kWh)
 - インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額
- インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第21条第2号に掲げる額を記載すること。

(注1) インバランス収支計算書の算定

財務諸表作成時点で未確定のインバランス料金に係る精算額は見積値により計上している。

なお、2020年度における確定値は、営業費用26,453百万円(地帯間購入電源費1,647百万円、他社購入電源費21,737百万円、社内取引費用3,068百万円)及び営業収益33,585百万円(地帯間販売電源料3,403百万円、他社販売電源料6,769百万円、託送収益21,861百万円、社内取引収益1,551百万円)である。

(注2) インバランス収支計算書におけるインバランスの供給に係る電力量は1,025百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量は1,936百万kWhである。

(注3) 2020年度におけるインバランスの供給に係る電力量の確定値は1,011百万kWh、インバランスの買取りに係る電力量の確定値は1,929百万kWhである。

(注4) インバランスの供給に係る電力量及びインバランスの買取りに係る電力量については、集約期間における三十分を単位とした同一の時間帯において、バランシンググループ毎の電力量を積み上げる方法で算出している。

(注5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額は2,369百万円である。